

（長さ、幅及び高さ）

第84条 自動車の測定に関し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。

- 一 空車状態
 - 二 はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態
 - 三 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。
 - 四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置、周辺監視装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第5項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあつては、当該装置を取り付けた状態とする。
- 2 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き、巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。
- 一 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
 - 二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備えるもの（第137条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。第100条第4項第10号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
 - 三 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離
- 3 保安基準第2条第1項の告示で定めるものは、次の各号に掲げる基準に適合するセミトレーラとする。
- 一 物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。
 - イ バン又はこれに類するもの
 - ロ タンク又はこれに類するもの
 - ハ 幌骨で支持された幌に覆われるもの
 - ニ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
 - ホ 専ら車両を運搬する構造のもの

- ヘ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの
 - ト 荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあつては、脱着式のものであつてもよい。
 - チ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの
- 二 前号ヘ、ト又はチのものにあつては、積車状態において、次に掲げる方向毎に、物品の重量に次に掲げる係数を乗じて得られる重量を負荷する場合に耐える構造を有すること。
- イ 前 0.6
 - ロ 横 0.5
 - ハ 後 0.35
- 4 自動車の測定に関し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。
- 一 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態
 - 二 後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第5項の装置にあつては、取り付けられた状態
 - 三 周辺監視装置にあつては、取り付けられた状態。ただし、格納式ののものにあつては、取り付けられ、かつ、展開された状態又は格納された状態のいずれか突出量が多い状態とする。
- 5 保安基準第2条第2項第3号の告示で定める装置は、周辺監視装置とし、同号の告示で定める突出量の範囲は、その自動車の最外側から（自動車の左右に備える場合にあつては、その自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が）100mm以下又はその自動車の高さから100mm以下とする。